

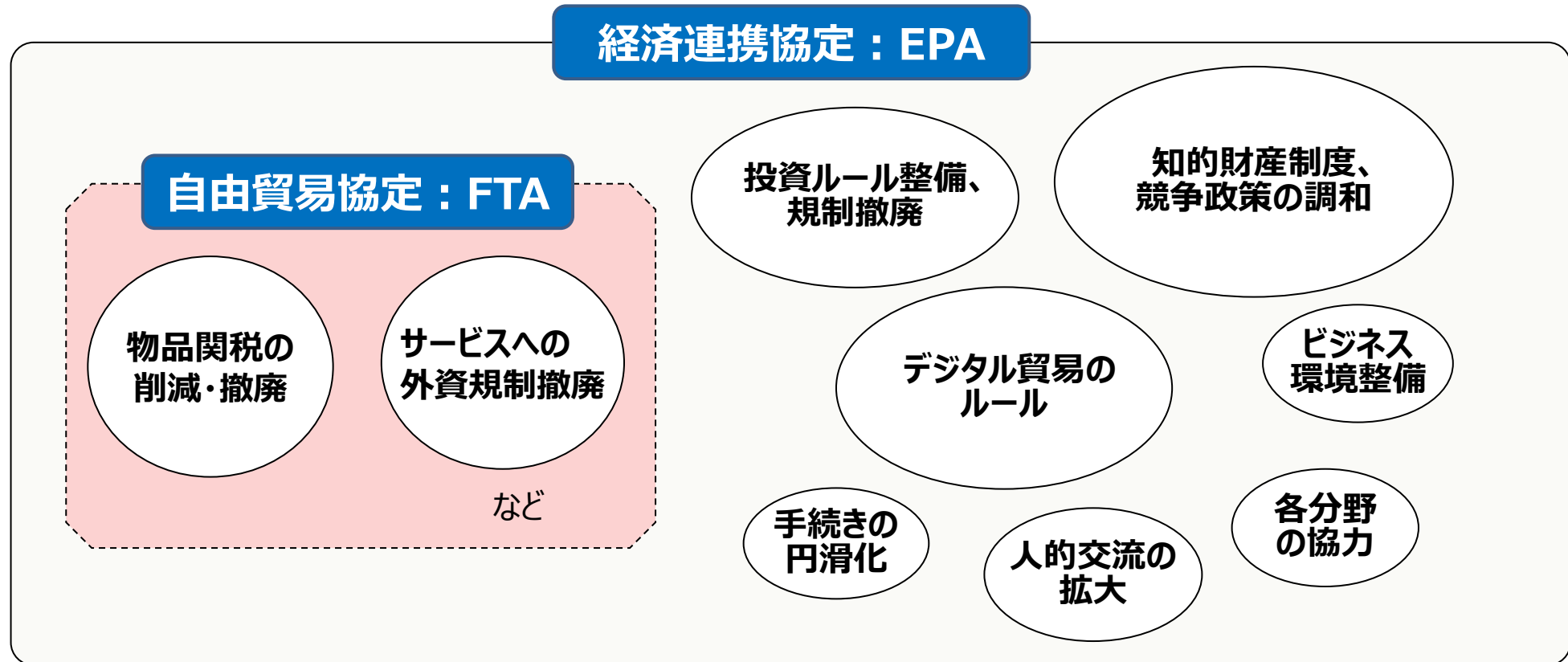
# 経済連携を巡る最近の動向

令和8年4月

製造産業局生活製品課

# FTA（自由貿易協定）／EPA（経済連携協定）とは

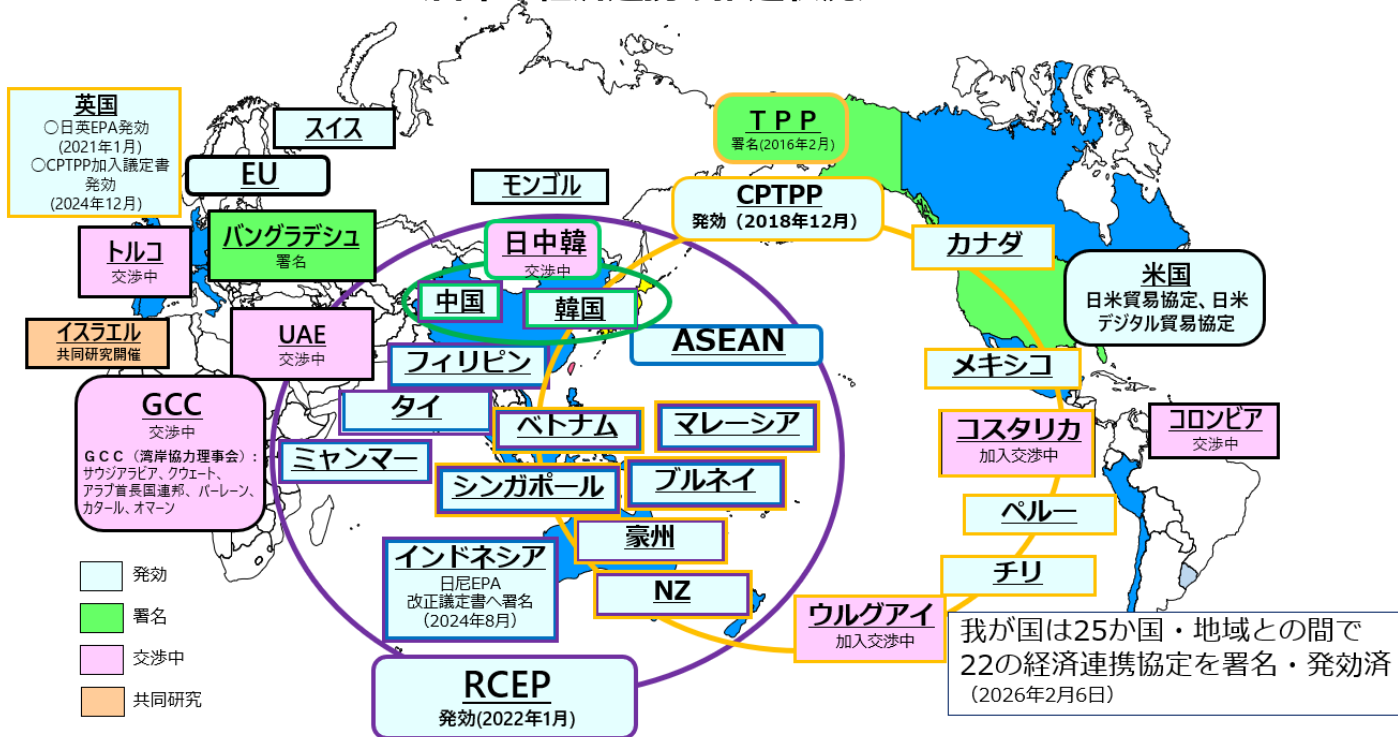
- FTA（自由貿易協定／Free Trade Agreement）：ある国や地域との間で関税をなくし、モノやサービスの自由な貿易を一層進めることを目的とした協定
- EPA（経済連携協定／Economic Partnership Agreement）：FTAの範囲に加えて、投資促進、知的財産や競争政策等の幅広い分野における経済関係強化を目的とした協定



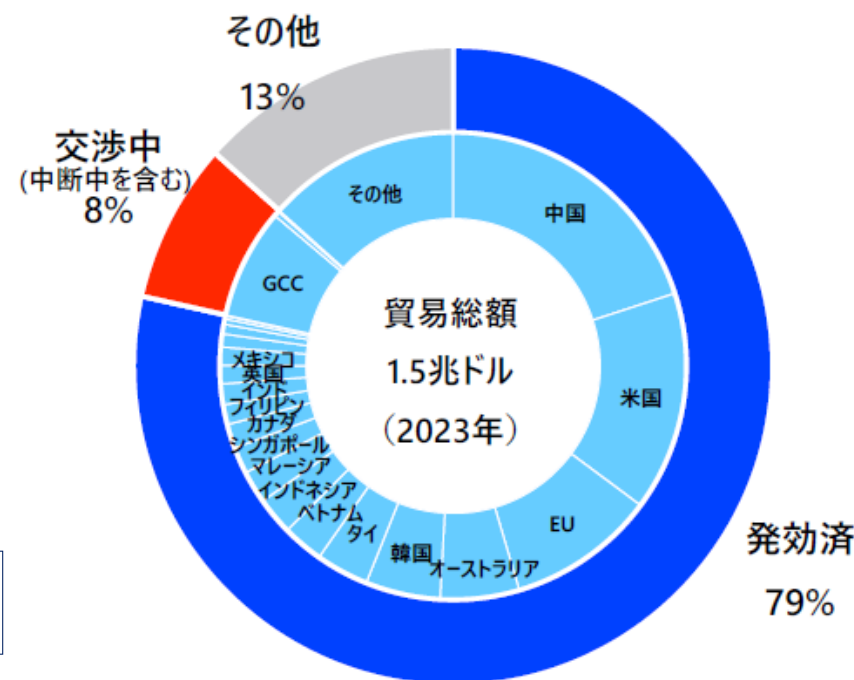
# 日本の経済連携の推進状況

- WTOにおける貿易自由化交渉が停滞する中、日本は2000年代以降、バイ・マルチのEPA交渉に注力。
- 現在、日本は25か国・地域との間で22の経済連携協定を署名・発効済。
- 2023年の日本のFTA等カバー率は約8割。 ※FTA等カバー率 = 全貿易額に占めるEPA/FTA署名・発効済国との貿易額の割合。
- 日本は、CPTPPや日EU・EPAを通じて、質の高い通商ルールを構築。RCEP協定は2022年1月に発効。トルコ、GCC、UAE等の新興国とのEPA交渉も通じ、自由貿易圏の更なる拡大を目指す。

<日本の経済連携の推進状況>



<日本のFTA等カバー率 (2023年)>



## 意義

### ◆ 潜在力溢れる成長市場

- ✓ 中印ASEANに囲まれた**要衝**であり、**魅力的な成長市場**である一方で、**日本企業のプレゼンスは他国に劣後**（バングラデシュにとって日本は輸出先11位、輸入先9位、対内直接投資13位）。他方、**日本はバングラデシュ最大の二国間援助供与国**で、**日本（政府）のプレゼンスは極めて高く、これをレバレッジとして円滑なビジネス環境のための法的基盤を整備することが急務**。

### ◆ 伝統的親日国、バングラデシュにとって初のEPA

- ✓ バングラデシュは**伝統的な親日国**。2023年4月、両国関係を「戦略的パートナーシップ」に格上げ。**バングラデシュにとって本協定は初の経済連携協定（EPA）**。
- ✓ 日本にとって**後発開発途上国（LDC）との最初の二国間EPA**であり、今後の**グローバルサウスとの通商交渉の拡大、ルールに基づく自由で公正な経済秩序の実現、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」**の観点からも有益。

## 交渉の経緯

2022年12月  
共同研究の立ち上げで一致

2023年4月～9月  
3度の共同研究会合を実施

2023年12月  
共同研究報告書の公表（EPA締結交渉の開始を提言）

2024年3月  
交渉開始を決定

2024年5月～2025年9月  
7回の交渉会合  
（その後、実務協議を継続）

2025年12月  
大筋合意を発表

2026年2月  
署名

## 主な成果

### ◆ ルールの整備

- ✓ 投資、電子商取引、政府調達、知的財産、国有企業、補助金、競争、労働を含む**幅広い分野でルールを整備**。（例えば、政府調達の市場アクセスを相互に約束、電子商取引ではソースコード移転及びアクセス要求の禁止を規律、透明性、税関手続・貿易円滑化等では汚職・腐敗防止に関して規律、労働、透明性、国有企業等に関して独立の章で規律。）これらは日本企業による円滑な活動に寄与。

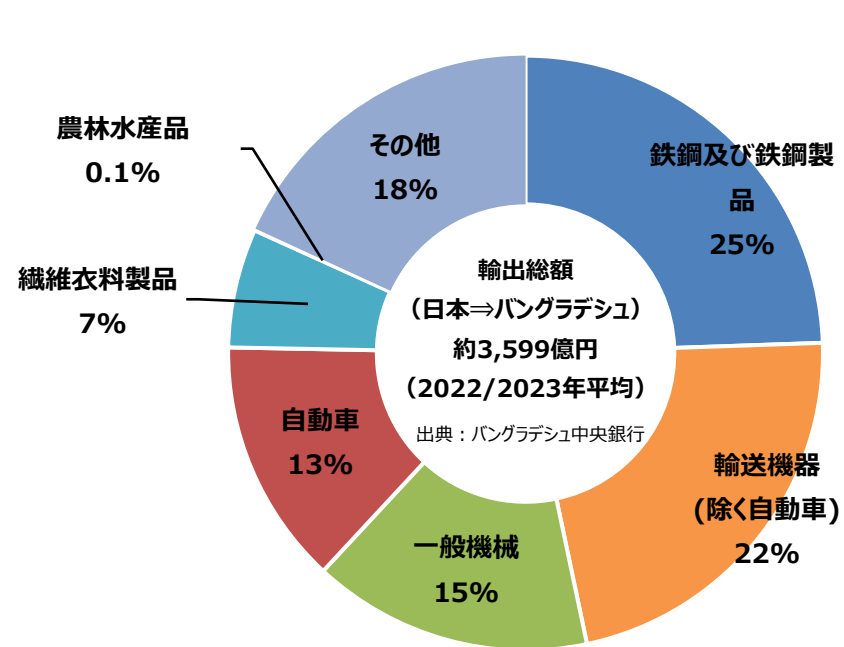
### ◆ 物品及びサービスの市場アクセスの改善

- ✓ **鉱工業品**では、高関税品の関税撤廃が進展。鉄鋼（最大56.6%関税）は約9割の品目で18年以内に撤廃。自動車部品は多くの品目（タイヤ、エンジンなど）で15年以内に撤廃。乗用車（完成車）は将来に亘り他国に劣後しない特恵待遇を確保。
- ✓ **農林水産品**については、コメ等重要5品目など多くの品目を関税削減・撤廃から除外しつつ、和牛肉、ぶり、たい、ほたて、りんご、ぶどう、緑茶、醤油等日本側の多くの輸出重点品目を中心に、即時～18年以内の多くの関税撤廃を獲得。
- ✓ **サービス貿易**について、バングラデシュは、コンピュータ関連サービス、建設・エンジニアリングサービス、運送サービス等を含め、WTOの分類に基づく約150のサービス分野のうち約100の分野で自由化を約束（これまでは16分野のみ約束）。

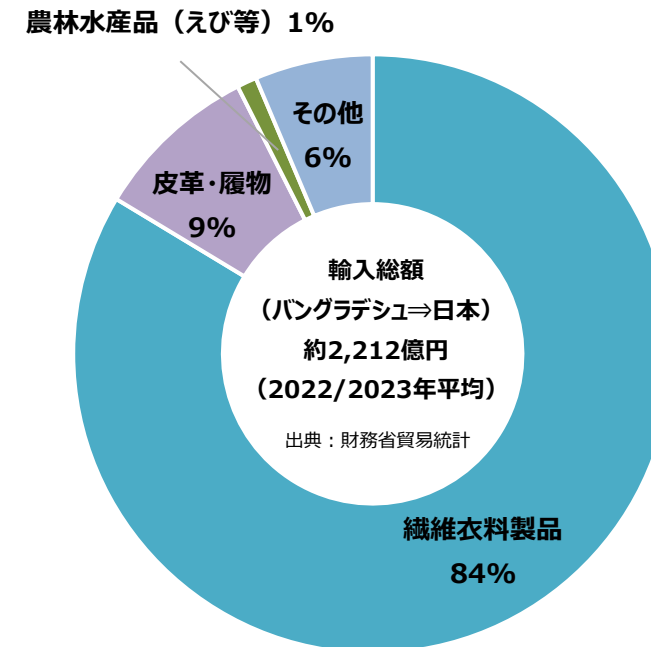
# 日・Bangladesh経済連携協定（概要）：物品市場アクセス

令和8年（2026年）2月  
外務省・財務省・農林水産省・経済産業省

## 日・Bangladesh間の貿易構造



Bangladeshは日本からの輸入額の約83%を無税に



日本はBangladeshからの輸入額の約91%を無税に

## Bangladesh市場へのアクセス

### 【鉱工業品】

- 高関税が課されている鉄鋼、自動車部品、織物、電子部品などを含む多くの品目で、即時～18年以内の関税撤廃
- 乗用車（完成車）は将来に亘り他国に劣後しない特惠待遇

### 【農林水産品】

- 和牛肉、水産物（ぶり、たい、ほたて）、青果（りんご、ぶどう等）、緑茶、醤油等について即時～18年以内の関税撤廃

## 日本市場へのアクセス

### 【鉱工業品】

- 多くの品目で即時又は段階的撤廃
- 繊維製品への関税は即時撤廃（現行無税（LDC特惠税率））

### 【農林水産品】

- えび、かに、紅茶、香辛料等は即時撤廃（現行無税（LDC特惠税率））
- 米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物等の重要品目は関税削減・撤廃から除外

# 日・バングラデシュ経済連携協定（概要）：ルール分野

令和8年（2026年）2月  
外務省・財務省・農林水産省・経済産業省

<b>物品の貿易</b> <ul style="list-style-type: none"><li>関税の撤廃又は削減、内国民待遇義務のほか、輸出入の制限、輸出補助金、輸出税、輸入許可手続等のルール、一時的な緊急措置（セーフガード措置）に係る手続的要件（発動期間等の条件及び制限、調査の際の通報、協議等）等を規定。</li></ul>	<b>自然人の移動</b> <ul style="list-style-type: none"><li>商用目的の自然人の入国及び一時的な滞在の許可並びにそのための要件及び手続に関するルール等を規定。</li></ul>	<b>国有企業</b> <ul style="list-style-type: none"><li>国有企業と民間企業との間の公正な競争条件の確保を目的として、国有企業の活動における商業的考慮、無差別待遇、情報交換等を規定。</li></ul>
<b>原産地規則</b> <ul style="list-style-type: none"><li>本協定に基づく関税の撤廃又は削減の対象となる原産品の認定要件及び証明手続等について規定。</li><li>第三者証明及び認定輸出者制度を採用。将来における輸入者・輸出者・生産者による自己申告制度の導入について定めつつ、我が国については効力発生時からの輸入者自己申告の実施を規定。</li></ul>	<b>投資</b> <ul style="list-style-type: none"><li>内国民待遇、最恵国待遇、公正衡平待遇、特定措置の履行要求の禁止、正当な補償等を伴わない収用の禁止、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決等について規定。</li></ul>	<b>ビジネス環境の整備</b> <ul style="list-style-type: none"><li>両締約国の政府が関係団体とも連携・協力しつつ、ビジネス環境の整備に関する幅広い課題を解決するために取り組むこと等について規定。</li></ul>
<b>税関手続及び貿易円滑化</b> <ul style="list-style-type: none"><li>関税法令の予見可能性、一貫性及び透明性のある適用を確保するとともに、事前教示制度や通関手続に数値目標を設定、税関職員の汚職防止措置や苦情申立て制度等、通関の迅速化や税関手続の簡素化に資するルールを規定。</li></ul>	<b>電子商取引</b> <ul style="list-style-type: none"><li>情報の電子的な手段による越境移転（データ・フリーフロー）、コンピューター関連設備の自国領域内への設置要求禁止、ソース・コードの移転及びアクセス要求禁止、消費者保護、個人情報保護等を規定。</li></ul>	<b>労働</b> <ul style="list-style-type: none"><li>労働における基本的な権利の尊重のほか、労働に関する法令が貿易・投資に対する偽装した制限となるべきでないことを認めること、保護水準の緩和等によって貿易・投資を推奨してはならないこと等を規定。</li></ul>
<b>衛生植物検疫措置</b> <ul style="list-style-type: none"><li>衛生植物検疫措置が貿易に対して不当な障害をもたらすことのないよう、WTO・SPS協定の権利・義務の確認や衛生植物検疫措置に関する情報提供を通じた透明性の確保等について規定。</li></ul>	<b>政府調達</b> <ul style="list-style-type: none"><li>政府機関等が行う基準額以上の物品及びサービスの調達に関し、内国民待遇、各締約国の機関がとるべき詳細な調達手続及び透明性の確保、落札後の情報の開示や苦情申立て手続等について規定。</li></ul>	<b>環境</b> <ul style="list-style-type: none"><li>環境に関する法令を貿易に対する偽装した制限となるような態様で用いてはならないこと、保護水準の緩和等によって貿易・投資を推奨してはならないこと等を規定。</li></ul>
<b>強制規格、任意規格及び適合性評価手続</b> <ul style="list-style-type: none"><li>強制規格、任意規格及び適合性評価手続が貿易に対して不必要な障害をもたらすことのないよう、WTO・TBT協定の権利・義務の確認や透明性等について規定。</li></ul>	<b>知的財産</b> <ul style="list-style-type: none"><li>著作権及び関連する権利、商標、地理的表示、意匠、特許、植物新品種、開示されていない情報の保護等の知的財産を対象に、知的財産権の取得や行使（民事上及び刑事上の権利行使手続、国境措置等）について規定。</li></ul>	<b>透明性</b> <ul style="list-style-type: none"><li>法令等の速やかな公開、照会手続、行政手続の透明性向上、行政上の行為の審査及び是正の手続の維持、腐敗防止措置等について規定。</li></ul>
<b>サービスの貿易</b> <ul style="list-style-type: none"><li>市場アクセス、内国民待遇及び最恵国待遇並びに規制及び措置の透明性の確保等の義務を規定。金融サービスに関する追加的なルールを規定。</li></ul>	<b>競争</b> <ul style="list-style-type: none"><li>自由で開かれた競争を促進するため、競争法及び競争当局の独立性の維持、競争法の執行における手続の公正な実施、競争当局間の協力及び消費者保護等について規定。</li></ul>	<b>協力</b> <ul style="list-style-type: none"><li>貿易・投資の自由化及びビジネス環境の整備を基本原則とし、想定される協力分野や協力に関する小委員会の設置を含む「協力」の在り方に関する原則的な事項等について規定。</li></ul>
	<b>補助金</b> <ul style="list-style-type: none"><li>市場歪曲的効果のある補助金の防止のため、両締約国間の貿易又は投資に著しい悪影響を及ぼし得る補助金の禁止、特定のサービス補助金を含む補助金通報、協議手続等を規定。</li></ul>	<b>紛争解決</b> <ul style="list-style-type: none"><li>本協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争を解決する際の協議、仲裁裁判所の設置等について規定。</li></ul>

# 日バングラデシュEPAの概要（経済産業省関係）（署名済、未発効）

## 1. 意義

- ◆ バングラデシュは、人口**1.7億人**を有し、近年著しい**成長**を遂げる親日国。**330社の日系企業**が進出しており、繊維業界をはじめ、EPA締結に向けた産業界の期待が大きい。日本がバングラデシュにとって**初のEPA締結国**となる。
- ◆ **関税撤廃**によるバングラデシュへの**輸出拡大**。縫製品の日本側関税を現状の**LDC**（後発開発途上国）**特恵と同じ無税**とすることで**現地日系企業の安定操業**に貢献。
- ◆ 日本企業の**輸出・投資拡大**のため、投資、電子商取引、政府調達、補助金、国有企業等の**幅広いルール**を整備。

## 2. 合意概要

### 日本からバングラデシュへの輸出

工業製品の関税撤廃率：**83%**（貿易額ベース※）

即時～最長**18年**で関税撤廃

- 鉄鋼
  - ・ 熱延鋼板：12年での撤廃
  - ・ 冷延鋼板：12年、18年での撤廃
  - ・ 鉄・非合金鋼の棒：多くの品目で10年、15年での撤廃
- 自動車
  - ・ ノックダウン生産（CKD）：15年での撤廃
  - ・ 乗用車（完成車）：将来に亘り他国に劣後しない特恵待遇を確保
  - ・ 自動車部品：10年での撤廃
  - ・ エンジン：多くの品目で即時～15年での撤廃
  - ・ タイヤ：多くの品目で15年での撤廃
- 繊維製品
  - ・ 綿織物：多くの品目で15年での撤廃
  - ・ 合成繊維・再生繊維の織物：多くの品目で18年での撤廃
- その他
  - ・ 集積回路：全品目で5～18年での撤廃
  - ・ スイッチ等の電子部品：多くの品目で8～18年での撤廃
  - ・ 医療機器：多くの品目で即時～15年での撤廃
  - ・ 一般機械：約8割の品目で即時撤廃（例：織機等）

### バングラデシュから日本への輸入

工業製品の関税撤廃率：**91%**（貿易額ベース※）

即時～最長**10年**での関税撤廃

- ・ 繊維製品：即時撤廃（現行の無税を維持）
- ・ 皮革・履物：EPA発効後に再協議

### サービス貿易

- ・ コンピュータ関連サービス、建設・エンジニアリングサービス等、幅広い分野の自由化を約束

### ルールの整備

- ・ **投資**：公正衡平待遇、投資参入後の特定措置の履行要求（技術移転要求等）の禁止等
- ・ **電子商取引**：ソースコード移転及びアクセス要求の禁止等
- ・ **税関手続**：通常貨物の通関48時間以内目標、汚職・腐敗防止のための倫理規定等
- ・ **知的財産**：特許と商標の国際出願条約加入義務、当局に対する知財侵害物品の廃棄命令権限の付与等
- ・ **政府調達**：調達市場アクセスを約束
- ・ **補助金**：サービス補助金の通報義務、市場歪曲性の高い補助金の禁止
- ・ **国有企業**：商業的考慮、無差別待遇

※関税撤廃率は2022年と2023年の平均輸入額を基に算出。

## 関税

### 【輸出（日→バ）】

- 綿織物（5208～5212）：ベースレートは40.8%。ほとんどの品目で15年の撤廃。
- 合成繊維・再生繊維の織物（5407、5408、5512～16）：ベースレートは28～40.8%。ほとんどの品目で18年の撤廃。
- 毛織物（5111～5113）：ベースレートは28%。全11品目で15年の撤廃。
- 編物（60類）：ベースレートは40.8%（1品目だけ21%）。45品目中34品目で撤廃（ほとんどが15年）。
- 衣類（61類、62類）：ベースレートは最大79.2%。211品目中94品目で撤廃（ほとんどが18年）。

（参考）

- 織機・紡績機械等（84類）：ほとんどが即時撤廃。

### 【輸入（バ→日）】

- 繊維製品（50-63類）：即時撤廃

## 原産地規則

### 【原産地規則（協定本文）】

- ・ 両国間の累積（Accumulation）が認められ、相手国で行われた加工・付加価値を原産性判定に加算できる（生産行為の累積）旨規定。
  - ・ 原産地証明は、第三者証明に加えて、認定輸出者による申告及び自己申告制度（※）を規定。
- ※自己申告について、日本側の輸入者自己申告は協定発効時より有効。両国の輸出者・生産者自己申告及び、相手国の輸入者自己申告は、将来的に両国の合意をもって利用できる旨規定。

### 【品目別規則（付属書2）】

- ・ 繊維製品（50-63類）は、すべて1工程。
- ・ 繊維製品（50-63類）のデミニマスは、非原産材料の重量合計が完成品重量の10%以下。
- ・ 一部の製品（50-55類の一部、60類の全部）については、染色・加工工程を1工程とみなし、原産性を認める基準を規定（当該染色・加工工程に該当する具体的な工程を注釈1で規定）
- ・ 注釈1において、上記の染色・加工工程に該当する具体的な工程を規定。
- ・ 注釈2において、完成品（61-63類）に関する関税分類の変更要件は、当該製品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用される旨を規定。

## 意義

### ◆ 天然資源と地域随一の物流・交通拠点、経済連携を精力的に推進

- ✓ UAEは安定的な統治と**豊富な天然資源**を活かし、**地域随一の経済・物流・交通の拠点**として発展。
- ✓ 2021年頃から二国間の包括的経済連携協定（CEPA）を推進し、現在までに30以上の国・地域（インド、韓国、豪州、インドネシア等）とCEPAを署名済み。

### ◆ 経済面での日・UAE関係強化の重要性

- ✓ **UAEはエネルギー安全保障上の最重要パートナー**（日本の原油輸入の約4割で世界最大）
- ✓ **中東・アフリカ地域最大の在留邦人数・日系企業数**を擁し、UAEに進出している日本企業を始めとする経済界からも、二国間EPA締結への期待が大きい。
- ✓ UAEは先端技術（宇宙、AI等）分野への投資を加速するなど経済多角化を推進。両国は2018年に立ち上げた「包括的・戦略的パートナーシップ・イニシアティブ（CSPI）」の下、**伝統的なエネルギー分野を超えて協力を多角化**。二国間関係強化の重要性が高まっている。

## 交渉の経緯

2024年9月  
交渉開始を決定

2024年11月～  
2026年1月  
7回の交渉会合

2026年3月  
交渉妥結

## 主な成果

### ◆ ルールの整備

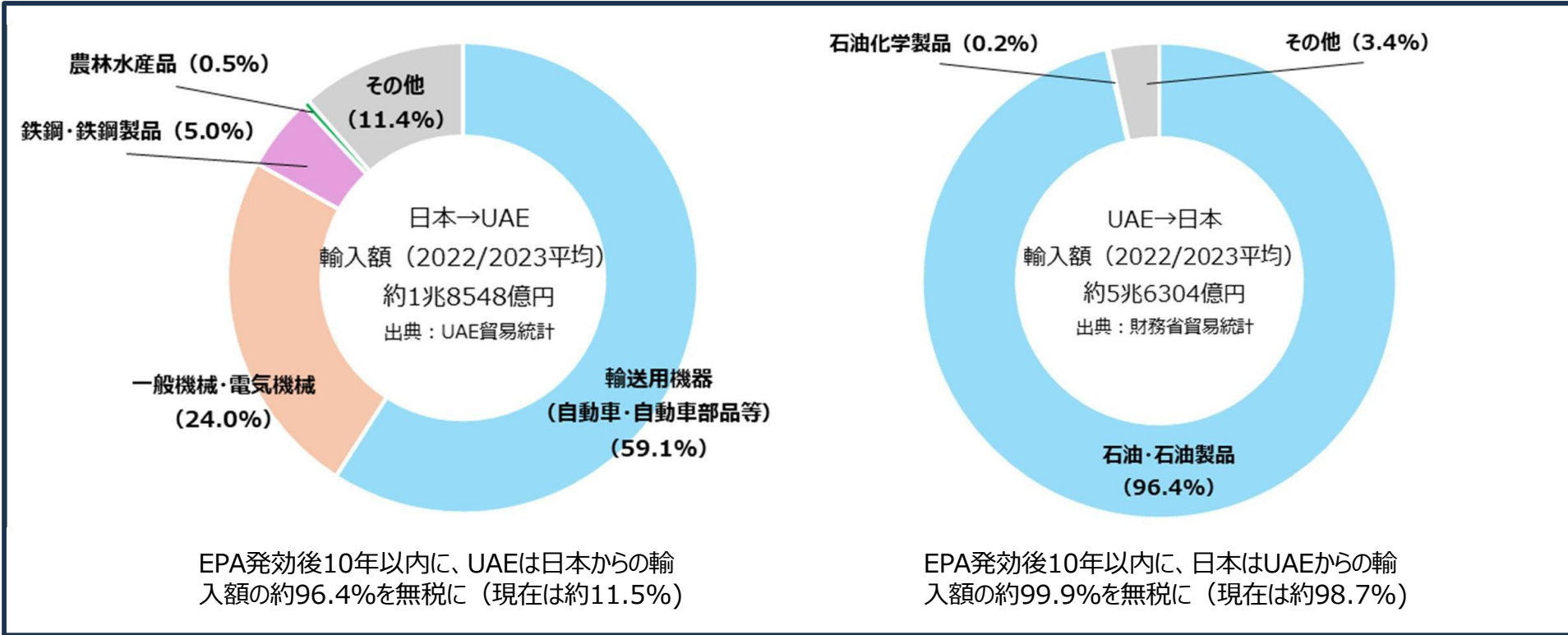
- ✓ デジタル貿易、政府調達、税関手続・貿易円滑化、競争、補助金、知的財産、サービス、投資円滑化、環境・労働を含む**幅広い分野でルールを整備**。（例えば、デジタル貿易につきサーバーの現地設置要求やソースコードの移転及びアクセス要求の禁止を規定、政府調達の市場アクセスを相互に約束、UAEにとりEPAで初めて補助金規律を導入し補助金の適切な使用や透明性確保等について規定、知的財産権の保護に関して締約国内（フリーゾーンを含む）での取締りの確保を規定。中小企業、協力、透明性等に関して独立の章で規律。）これらは日本企業による円滑な活動に寄与。

### ◆ 物品及びサービスの市場アクセスの改善

- ✓ **物品貿易**について、**輸入額に占める無税割合**を協定発効後**10年以内**に、**日本は約98.7%から約99.9%、UAEは約11.5%から約96.4%**に改善（2022年～2023年の貿易実績の平均に基づく）。
- **鉱工業品**では、日本の輸出関心品目、特に主な**完成車（乗用車、バス、トラック）**の7年以内関税撤廃、**自動車部品**の10年以内関税撤廃、主な**鉄鋼・鉄鋼製品**の10年以内関税撤廃・削減などを獲得。
- **農林水産品**については、コメ等重要5品目など多くの品目を関税撤廃から除外としつつ、**牛肉、水産物、味噌・醤油、パックご飯**等日本側の多くの輸出重点品目を中心に、関税撤廃を獲得。また、**清酒及び焼酎**について関税削減を獲得。
- ✓ **サービス貿易**について、UAEは、流通、電気通信、健康関連サービスを含め、WTOよりも高いレベルで市場アクセスを約束。

# 物品市場アクセス

## 日・UAE間の貿易構造



## EPA発効後のUAE市場へのアクセス

### 【鉱工業品】

- 乗用車、バス、トラックの一部を7年以内関税撤廃
- 鉄鋼・鉄鋼製品、自動車部品等の10年以内の関税撤廃

### 【農林水産品】

- 牛肉、水産物、味噌・醤油、パックご飯等について関税撤廃

### 【その他】

- 清酒及び焼酎の関税削減

## EPA発効後の日本市場へのアクセス

### 【鉱工業品】

- 石油製品や石油化学製品の関税撤廃

### 【農林水産品】

- えび、香辛料（サフラン等）、パーム油を関税撤廃
- 米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物等の重要5品目は関税撤廃から除外

## 1. 意義

- ◆ UAEは**エネルギー安全保障上の最重要パートナー**（日本の原油輸入の約4割で世界最大）。**中東・アフリカ地域最大の在留邦人数・日系企業数**を擁し、経済界からも二国間EPA締結への期待が大きい。
- ◆ 双方高い関税撤廃率で合意。特に産業界の要望の強い品目の関税撤廃により、輸出拡大に貢献。
- ◆ デジタル貿易、サービス貿易、税関手続・貿易円滑化、知的財産、政府調達、補助金等を含む**幅広い分野でのルール**の整備、エネルギー分野や鉱物資源分野に関する協力の推進により、日本企業の円滑な活動、サプライチェーンの強靱化に寄与。

## 2. 合意概要

### 日本からUAEへの輸出

**工業製品の関税撤廃率：96.6%（貿易額ベース※）**

**即時～最長10年で関税撤廃**

- 自動車・自動車部品
  - ・ 主な乗用車、バス、トラック：7年以内の関税撤廃
  - ・ その他全ての自動車：10年以内の関税撤廃
  - ・ 自動車部品（タイヤ、エンジン等含む）：10年以内の関税撤廃
- 鉄鋼・鉄鋼製品
  - ・ 熱延鋼板等の鋼板類：概ね10年以内の関税撤廃
  - ・ シームレスパイプ等の鋼管類：概ね10年以内の関税撤廃、関税削減
- 一般機械
  - ・ ブルドーザー等の建設機械：10年以内の関税撤廃
  - ・ 液体ポンプ、圧縮機等の産業機械：10年以内の関税撤廃
- その他
  - ・ 繊維、繊維製品：概ね即時～10年以内の関税撤廃
  - ・ 医療機器：概ね即時～10年以内の関税撤廃

### UAEから日本への輸入

**工業製品の関税撤廃率：99.9%（貿易額ベース※）**

**即時～最長10年での関税撤廃**

- ・ 石油製品、石油化学製品、繊維製品等

### サービス貿易

- ・ 流通、電気通信、健康関連サービス、エンターテインメント関連サービスを含めWTOよりも高いレベルで市場アクセスを約束

### ルールの整備

- ・ **デジタル貿易**：データの自由な越境移転、サーバー等の自国内設置要求禁止、ソースコードの移転及びアクセス要求の禁止等
- ・ **税関手続・貿易円滑化**：通常貨物の通関48時間以内目標、船積前検査の適用に関する定期的な見直し等
- ・ **物品ルール**：輸出税の導入の禁止、商業用サンプル等の免税輸入規定、展示用製品等についての一時免税輸入を認める規定、輸入及び輸出制限の禁止等
- ・ **知財**：特許・意匠に関する署名の領事認証要求禁止義務、スペアパーツの意匠保護努力義務、権利行使手続のフリーゾーンへの適用等
- ・ **政府調達**：市場アクセスの相互約束 \*UAEはWTO政府調達協定未加盟
- ・ **補助金**：UAEとして初めて独立した節としての補助金規律を導入。歪曲性の高い補助金類型への対処や透明性確保を規律。
- ・ **協力**：貿易・投資の環境整備及び促進、製造業、エネルギー、サプライチェーン、鉱物資源等を協力対象分野として規定。

※関税撤廃率は2022年と2023年の平均輸入額を基に算出。

# 日・GCC EPA

## 産業界の要望

### 経団連提言（2022年12月）

「中東湾岸諸国との戦略的関係強化を求める」  
 - 日GCC FTA交渉再開が急務 -

#### II. FTA締結等を通じたGCC諸国のビジネス環境改善

GCC諸国のわが国にとっての重要性に鑑み、日GCC FTA交渉を速やかに再開し、下記の諸点を盛り込んだ協定を早期に締結することを強く求めるものである。

- |                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| 1. 物品貿易の自由化・円滑化  | 4. 電子商取引の自由化・円滑化      |
| 2. 投資・サービス分野の自由化 | 5. 法的基盤の整備            |
| 3. 人の移動の円滑化      | 6. 環境・エネルギー分野における連携強化 |

## スケジュール

2006年 交渉開始。以後、2009年までに6回の交渉を実施。

2009年 GCC側が交渉を中断。以後日本より早期交渉再開の働きかけ。

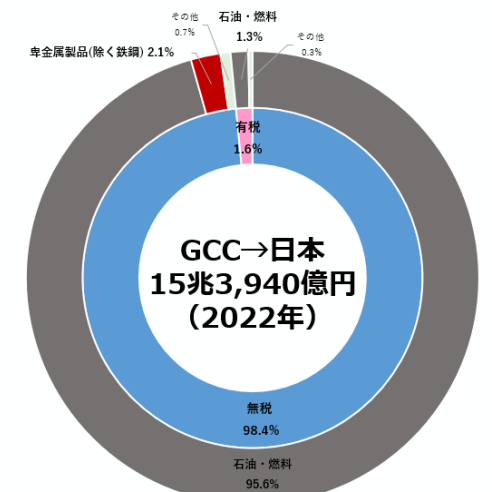
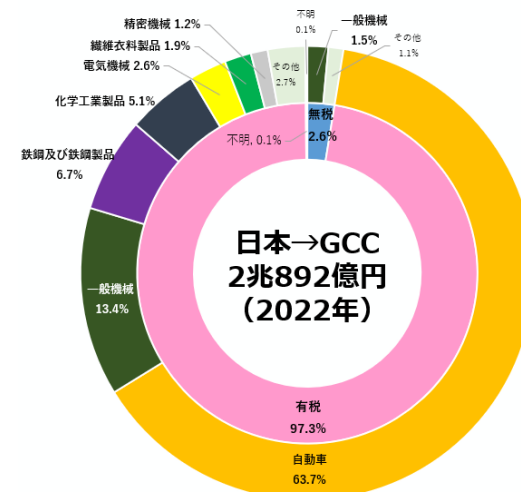
2017年 サウジ国王の来日時、安倍総理(当時)より交渉再開を要請。

2023年 7月、岸田総理の中東訪問時、GCC事務総長との間で、2024年に交渉再開することで一致。

2024年 12月10日～12日  
(再開後)第1回交渉@リヤド

2025年 6月30日～7月3日  
第2回交渉@東京

## GCCとの貿易関係（2022年）



【出典】GCC側から直接入手した貿易額及び税率データ  
 ※「不明」は「Special Goods」及び「PROHIBITED」に該当する物品

【出典】貿易額：財務省貿易統計、関税率：実行関税率表

# 日・トルコ EPA

## 経緯・スケジュール

- ◆ 2014年1月、日トルコ首脳会談にて正式交渉開始を合意。
- ◆ 2019年10月までに17回の交渉会合をアンカラと東京にて交互に開催。
- ◆ 日トルコEPAでは、物品の市場アクセス交渉のほか、ハイレベルなルールの導入を目指し、ルール分野について交渉中。
- ◆ 2023年9月、トルコ・ボラット貿易大臣と西村大臣との間で、日トルコ国交樹立100周年に向けて、両国間の貿易・投資を双方向で拡大させるため、EPA交渉の加速化に合意。
- ◆ 同年9月、日トルコ首脳会談において、エルドアン大統領と岸田総理の間で、EPA交渉早期妥結に向けて協議を続けることで一致。
- ◆ 2024年7月、齋藤前経産大臣とボラット貿易大臣がEPAの早期妥結に向けた交渉の加速化について意見交換。以降、両国間で様々なやりとりが継続中。

トルコとの貿易関係 (2023年)

